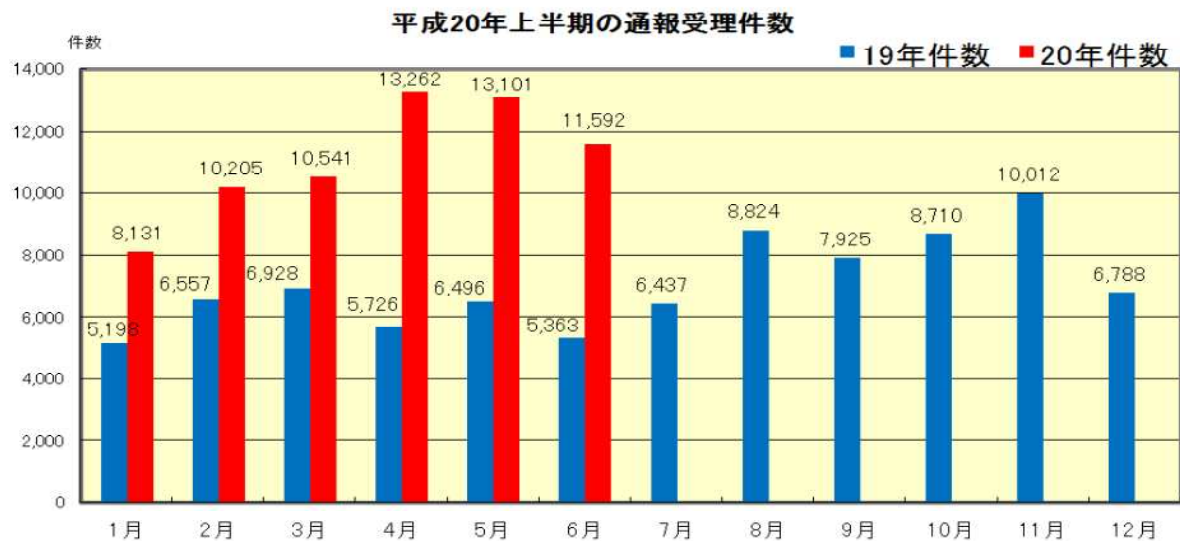


## 平成20年上半期の「インターネット・ホットラインセンター」の運用状況について

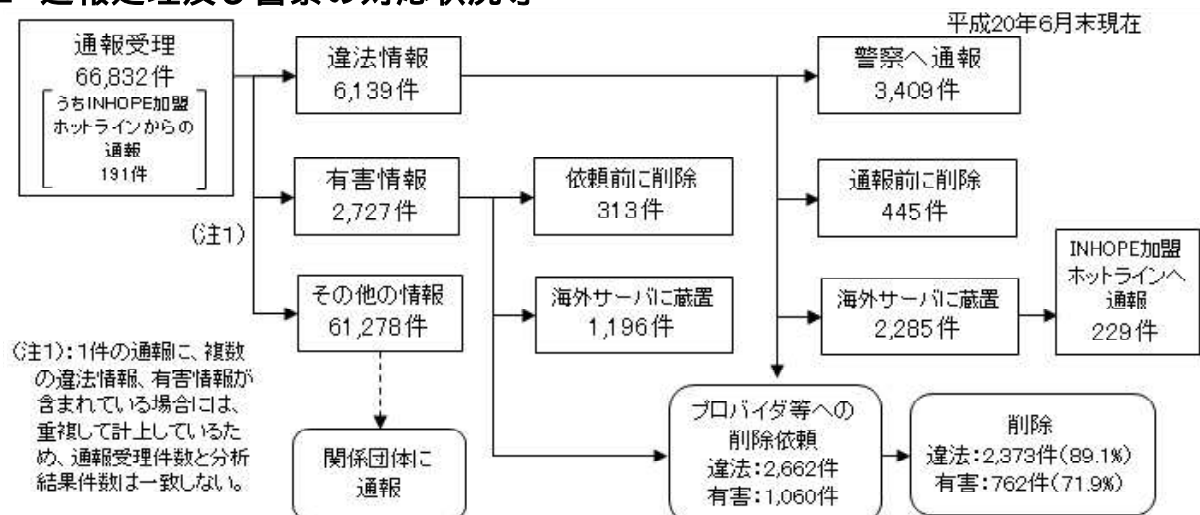
### 1 通報受理状況

「インターネット・ホットラインセンター」(以下「センター」という。警察庁委託業務)は、一般のインターネット利用者からの違法情報、有害情報に関する通報を受け付け、警察への通報、プロバイダや電子掲示板の管理者等(以下「プロバイダ等」という。)へ削除依頼等を行っている。

平成20年上半期は、66,832件(月平均11,139件)の通報を受理しており、通報件数は増加傾向(平成19年上半期の月平均6,045件)にある。



### 2 通報処理及び警察の対応状況等



#### (1) 違法情報

児童ポルノ、規制薬物の販売に関する情報等インターネット上での流通が法令に違反する情報で、平成20年上半期は6,139件を処理(内訳は次頁の図参照)。

#### (2) 有害情報

殺人等の違法行為の請負等に関する情報、集団自殺を呼び掛ける情報等インターネット上の流通が公の秩序又は善良の風俗を害する情報で、

平成 20 年上半期は 2,727 件を処理。

(3) その他の情報

違法情報、有害情報には分類されず、一部、知的財産権侵害、名誉毀損等にわたる情報もあるものの、多くは合法的なポルノや出会い系サイトに係る情報。平成 20 年上半期は 61,278 件(注 2)。

(4) 警察の対応状況

センターから通報を受けた違法情報をもとに、平成 20 年上半期中に検挙に至ったものは 4 件、保全したものは 511 件(注 3)。

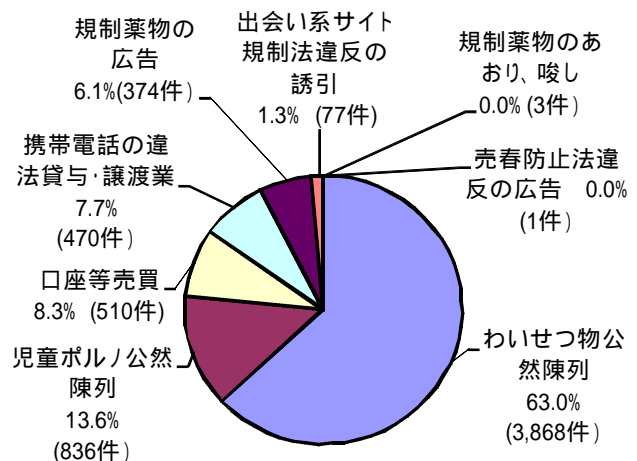
(5) 削除結果

平成 20 年上半期、センターからプロバイダ等に対し、違法情報として削除依頼を行った 2,662 件のうち 2,373 件(89.1%。前年同期 85.1%)が、また、有害情報として削除依頼を行った 1,060 件のうち 762 件(71.9%。前年同期 75.4%)が削除。

(注 2)：法務省人権擁護局、著作権等の権利者団体等に通知。

(注 3)：都道府県警察において捜査に着手したものの所要の期間を経過して捜査が進展しなかったものについては、随時、都道府県警察からプロバイダ等に削除依頼を実施。

【平成20年上半期の違法情報の内訳】



3 諸外国のホットラインとの連携

平成 19 年 3 月に、諸外国におけるホットライン相互間の連絡組織である INHOPE (International Association of Internet Hotlines) に加盟し、諸外国のホットラインと連携した違法情報への対応を推進しており、平成 20 年上半期は、海外へ 229 件の通報を行うとともに、海外から 191 件の通報を受理して警察への通報、国内のプロバイダ等へ削除依頼を実施している。

4 今後の課題等

(1) 体制の強化

通報件数が予想を上回って増加し、処理に時間を要していることから、体制の強化を図り、業務処理の迅速化・効率化に努める。

(2) 通報分野の偏りへの対応

出会い系サイト規制法違反や有料制会員サイト内に掲載されている違法情報に関する通報が少ないなど、違法情報の通報分野に偏りがあることから、サイバーパトロールを民間委託し対応を進める。

(3) インターネット・ホットラインセンターについての広報啓発の促進

センターの利用を促すとともに、センターが削除依頼する情報が何であるかについてより理解を深める。

(4) 違法情報取締りの強化

インターネット上の違法情報について、悪質な事案を対象として効果的な取締りを推進する。

(5) 関係行政機関・団体との連携の強化

インターネット上の違法情報、有害情報対策の更なる推進を図るため関係行政機関・団体との連携をより一層強化する。